

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【17】
2. 日時：令和5年10月17日 13時30分～14時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他15名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他10名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 電気保修課 主任 他5名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 運営管理室 主任※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

- ・ 安全避難通路等の共用設備の取り扱い

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁のイトウですねヒアリング始めたいと思います事業者から説明の方をお願いいたします。
0:00:08	はい。東京電力のニシヅルです。本日
0:00:14	基本設計方針の3日目ということで、本日は原子炉冷却系統施設の共通項目、外部衝撃と、と二つの資料をご説明したいと思ってます。
0:00:26	先日コメントいただきました共用に関する備考欄の記載の充実については、ちょっと本日は口頭で補足させていただいて、後日、資料の方を反映させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:00:39	はい、それでは説明の方始めます。
0:00:53	東京電力ホールディングスの伊井カミデです。
0:00:56	早速ですが原子炉冷却系統施設共通項目、外部衝撃の基本設計方針の説明をさせていただきますと資料の方は、
0:01:06	表紙右上の、資料番号の方で、KK6 本分-08-3、括弧比較表開0。
0:01:17	の方で説明させていただきます。
0:01:23	へえ。
0:01:24	と比較表の説明になりますけれども、ちょっと数、こちら、大きく3点、差異理由を含んでおりまして、
0:01:33	まず1点目が、法改正に伴う表現上の差異というものと、2点目が、共用記載、共用設備の記載反映による表現上の差異、
0:01:44	あと3点目が、記載の適正化という分類になっております。
0:01:50	警察官の1ページの方。
0:01:52	になりますけれども、
0:01:57	パラグラフ番号隅角で七条。
0:02:00	共通6の段落に該当する、1ページ目の一番下の項目になりますが、こちらの差異ということで法改正に伴う表現の差異ということで表示しております。
0:02:13	先日のグラウンドルールのヒアリングの場におきましても、同様に表紙の方で置き換えさせていただいておりますが、法改正を踏まえまして工事計画認可申請を、
0:02:25	設計及び工事計画認可申請に置き換えていることによる差異となります。
0:02:36	続きまして、次が右下の、
0:02:40	ページ番号12ページ。
0:02:44	ページを500、ご覧いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:52	こちらパラグラフ番号が隅括弧、七条火山 29 の段落になりますけれども、
0:03:00	共用記載の表示ということで再、
0:03:05	表示しております。理由としましては、
0:03:09	67 号機の中央制御室は、6 号機共用設備に該当しますので、
0:03:15	7 号機申請設備であることをグランドルールにのっとりまして、明確化しております。それにより結果再表示ということになっております。
0:03:26	中央制御室の設置場所につきましては、67 号機共用のコントロール建屋になりますので口頭で恐縮ですが、設置場所の補足とさせていただきます。
0:03:42	続きまして右下ページ番号 16 ページ。
0:03:48	になります、隅括弧、パラグラフ番号 7 条の、
0:03:53	外部火災 7、
0:03:55	7 番の段落、こちら記載の適正化ということで等の表示をしております。
0:04:03	こちらの危険物タンク等ということで、危険物タンクの直後に等を今回 6 号機の方では追記してございまして、
0:04:13	7 号機との差異、になっているんですけども、こちらの外部火災のパートの中でも、
0:04:21	航空機墜落の火災等敷地内の火災元との同時火災を考慮する重畳火災と呼んでおります事象に該当する内容を、
0:04:33	の文章になっておりまして、
0:04:36	6 号機の方では、
0:04:38	プラントの配置状況ですとか、最新の落下確率評価、
0:04:42	取り込んだ結果、危険物タンク以外の火災元具体的には変圧器の方になるんですけども、こちらの重畳火災の評価についても、7 号キットはまた異なる条件で行う必要が出てきたということで、
0:04:57	今回頭の方をこちら、適切に表現する意図として追記をさせていただいているものとなります。
0:05:06	はい。7 号機の設工認、2 棟がなかったという点については不足があったということは決してございませんので、今後この点ご理解いただきますと幸いです。
0:05:20	めくっていただきまして続きまして 17 ページの方のパラグラフ番号 7 条外部火災 13 になります。こちら等も、
0:05:29	今ほどの、等の理由と同様の記載の適正化ということで、分類しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	はい。
0:05:39	原子炉冷却系統施設共通項目外部衝撃の基本設計方針の説明はここまでで、
0:05:47	以上となりますので、続きまして、その他の方の説明。
0:05:53	別の担当の方から説明させていただきたいと思います。
0:05:57	はい。
0:06:01	東京電力オギでございます。江藤減少冷却系統施設、共通項目その他ということで資料番号でございますけども、KK6 本分、008。
0:06:14	ー4、括弧比較表開0。
0:06:18	表題として、先行審査プラントの記載との比較表、括弧減少冷却系統施設共通項目その他の基本設計方針の方、お手元にご準備をよろしくお願ひします。
0:06:33	それでは、説明の方始めさせていただきます。
0:06:37	1 ページめくっていただきますと、細粒表といった、表をつけてございませけども、こちら、今回比較した結果、抽出された主な差異理由を1点記載させていただいてございます。
0:06:51	読み上げますと、設計進捗による差異といったことで、安全避難通路等について、6号機設計が進捗したことにより、適合性を示す設備が確定したため、
0:07:01	67号機共用を追記。なお7号機設工認の適合性には影響はないと、記載してございます。
0:07:08	こちらにつきましては、後段の比較表の方で、概要についてご説明させていただきたいと思います。
0:07:17	続きまして、ページ、1ページ目でございます。
0:07:21	こちらの比較表に関し、こちらの基本設計方針の比較表に関しましても、他の比較表同様、左から、島根2号機、柏崎7号機、柏崎6号機、
0:07:32	そして一番右側に、柏崎6号機と7号機との比較結果、抽出されたものを記載してございます。
0:07:39	なお本文中、比較箇所につきましては、青字下線としてございますので併せて参照いただければと思います。
0:07:48	こちら、1ページ目から、ページが少し飛ぶんですけども、17ページ目までは、差異がない結果となっております。
0:08:05	18ページ目をご確認ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	18 ページ目でございますけども、中段より上、ホイールローダーの後に括弧 7 号機設備、67 号機共用といった部分、青字下線とさせていただいてございますけども、
0:08:25	こちらホイールローダーにおける 7 号機設備、6 号機共用という記載について、7 号機設工認にて申請済みであり、6 名動き共用であることを示してございます。
0:08:38	またこちらにつきましてはホイールローダー、荒浜側高台保管場所、それと大湊側高台保管場所に配置している設計としてございます。
0:08:49	続いて、またページが飛ぶんですけども、19 ページから 37 ページ目までは、差異がない結果となっております。
0:09:07	で、右下ページ番号で 38 ページ目をご確認ください。
0:09:16	こちら、6 ポツ 3 で、安全避難通路等といった表題としまして、安全避難通路等に関して記載している部分でございます。
0:09:25	こちらに関して青字下線にて再度抽出してございまして、設工認申請号機の違いによる差異、それと設計進捗による差異といったことで、先ほど冒頭でご説明させていただいた 6 号機設計が進捗したことにより、適合性を示す設備が確定したため、
0:09:42	67 号機共用追記のナゴ既設購入の適合性には影響はないと、記載してございます。
0:09:49	で、こちらですけども、K6 新生児は安全避難通路、それと、蓄電池非常灯こちら記載してございますけども、これら三つにつきまして、6 名動き共用として申請しておりましたが、
0:10:03	現在、社内にて再整理検討を行っており、本箇所につきましては、こちらの比較表説明後、参考資料を用いて説明の方補足させていただきたいと思っております。
0:10:17	説明の方続けさせていただきます。
0:10:20	39 ページ目をご確認ください。
0:10:27	39 ページ目の中段ですね。
0:10:30	乾電池内蔵型照明かつこヘッドライトといった設備がございますけども、こちらにつきまして、7 号機設備、67 号機共用、5 号機及び 7 号機に保管、
0:10:42	といった、記載を差異として抽出してございます。
0:10:46	こちら設工認申請号機の違いによる差異でございますけども、この記載が意図していることとしましては、7 号機設工認にて申請済みであり、6 名号機共用の設備で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:58	5号機サービス建屋、7号機の中央制御室等に保管していることを意味してございます。
0:11:08	最終ページでございますけども、40ページ目、こちらにつきましても、差異がないといった結果となっております。
0:11:16	それではこの説明に続けて、37ページ失礼しました。38ページ目の安全避難通路等につきまして、先ほど概要についてご説明させていただき、
0:11:29	いただくといった部分について、別な担当の方からご説明の方させていただきたいと思っております。
0:11:37	資料。
0:11:41	ちょっと、
0:11:45	方は、
0:11:46	公衆の、
0:12:10	今日、
0:12:15	11から参考資料という名前にして、はい。
0:12:24	ヒアリング資料として、はい。
0:12:26	それはわからない。
0:12:28	こういうことです。
0:12:32	はい。
0:12:33	では、東京電力の五十嵐でございます。今ほどご説明させていただきました、安全避難通路等の共用設備の取り扱いという増、ご覧ください。
0:12:43	こちらについてご説明させていただきます。
0:12:46	あと先ほどの基本設計方針書に記載の安全避難通路と非常灯及び誘導灯の配置につきましては、今ご覧いただいております図の通り、青の矢印①から③が、まず7号機にて申請した範囲、
0:13:01	赤の矢印の、④から⑥が、今回の6号機で申請した範囲として、整理してございます。
0:13:10	各矢印に振ってあります番号と、右下の凡例によってですね、各設備が設置されている建屋を示してございます。
0:13:19	ただですね先ほど基本設計方針の比較表でもご説明させていただきました通り、
0:13:25	コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋に設置されておりますこの赤の矢印でいう5番の共用設備につきましては、
0:13:35	現在までのヒアリングにおいて考え方のコメントをいただいておりますので、こちらについては今後今詳細に社内精査をしていくところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:45	また、共用設備の記載についてもグランドルールを再確認してですね、訂正が必要な場合は、訂正をする予定になってございます。
0:13:53	詳細については説明書、補足説明資料にてご説明をさせていただきたいと考えております。
0:14:00	こちらの図のご説明については以上になります。
0:14:12	はい。
0:14:13	ではえっとですねと、赤の矢印の部分少しご説明させていただきますと、
0:14:18	まず、赤の④番、ちょっとご覧いただきまして、こちら6号機設備ということで右下凡例記載してございますが、こちらは6号機単独として使用する、安全避難通路等ということで、
0:14:30	6号機タービン建屋、原子炉建屋に設置されている範囲を示してございます。
0:14:36	で、赤の⑤番で示しているところになりますけれども、こちら今右下でハラ67号機共用と、記載してございますが、
0:14:45	67号機の共用として、使用する安全避難通路等ということで、廃棄物処理建屋、コントロール建屋、サービス建屋に関わる部分を示してございます。
0:14:54	あと最後に、赤の⑥の矢印になりますけれども、こちらも、
0:15:01	6号機設備として使用する安全避難通路等の部分で5号機に設置されている部分ということで、5号機タービン建屋の部分を示してございます。
0:15:11	はい、以上になります。
0:15:15	はい。規制庁の井藤です。では、今説明のあった範囲で質疑等させていただきたいと思えます。
0:15:24	まず私から外部衝撃の方からちょっと下、細かい確認なんですけど、
0:15:36	と12ページの、
0:15:45	この
0:15:47	大気汚染のところの記載なんですけど、冒頭この中央制御室換気空調系っていうのは、
0:15:57	この記載だと6号設備になると思うんですけど、7号、
0:16:02	もう同じようなのがあってこれは7号設備っていう理解でいいんですよ。
0:16:11	はい。東京レンゴーホールディングスの稲嶺です。はいMCR空調の方は各号機で独立して保有しておりますので申請自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	各号機の申請で認可申請を行っておりますため、申請号機明確化という意味でははい。7号機の方はこの記載で、
0:16:32	問題ないというルールに基づいて記載しております。
0:16:37	はい。規制庁伊藤です。わかりました。
0:16:40	等、
0:16:43	最後の19ページなんですけど、
0:16:51	これはちょっと、記載、
0:16:55	についてちょっと気になっただけなんですけどbポツの船舶の衝突のところで、
0:17:01	この防波堤等に衝突して止まるっていうのは、別に防波堤自体に、この機能を期待してるわけじゃなくて実際期待してるのは膨張てとかそういうことなんですか。
0:17:13	防波堤って多分
0:17:17	特にクレジットとってる。
0:17:19	構造物じゃないような気もするんですけどその辺ってどうなってるんすかね。
0:17:24	東京電波法人稲嶺です。
0:17:27	こちらは発電所の敷地の港湾の一番、最も建屋に近い側にですね表、船舶が
0:17:39	到達するまでの間にある障害物として表示しているというものになりました、
0:17:46	防波堤等の等の内訳としては、カーテンウォールですとかそこら辺が該当するんですけども、そういう障害物がありますので、
0:17:55	衝突に対しては、設計上問題ないということで、説明しているという項目があります。
0:18:06	実際、規制庁のイトウで実際期待してるのは、何になるんですかね等、
0:18:13	そうですね、実際は、カーテンウォールが想定している船舶の喫水よりも、ショートする位置に構築物として存在しておりますので、
0:18:25	それら不複合的に障害物として存在していますので、問題ないというような説明になります。
0:18:33	規制庁の伊藤です。
0:18:36	JIS、あれ。
0:18:40	実際、包丁。
0:18:42	すえと津波わーあれですよね遡上位。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:46	遡上してくるんですねそれを調停で防ぐような設計でしたっけ。ちょっとすいません。許可のあたりで、
0:18:54	どうぞ。
0:18:55	とかの辺りのちょっと話になるかもしれないんですけど、実際その対津波ってどういうふうに設計されてるんでしたっけ防潮てじゃなかったし、6、
0:19:07	東京電力の三嶋でございます。こちらの外部事象、外部衝撃の方はです、船舶の漂流というところを観点にしております。
0:19:18	ので、例えば、エンジンの故障とかがあつて、船舶が来た場合っていうところを想定して、
0:19:26	このようなまず、
0:19:28	まず防波堤があつて、ショートする前に、プラント側に縮小とする前に止まりますと。
0:19:33	で、その及びっていう
0:19:36	このパラグラフの3行目ですね、深層からの取水にすることによってというのがありますので、それが先ほど稲見が申しました、カーテンの下側から、
0:19:46	血液よりも全然下側から水が取れるので、流路を塞ぐことがないというふうな説明になっております。
0:19:52	はい、そうです。規制庁伊藤ですわかりました。理解しましてありがとうございます。
0:19:57	それと、
0:19:59	次、続いて、まず共通項目のその他なんですけど、
0:20:06	これも念のための確認なんですけど、7ページの、
0:20:13	非常用ガス処理系の間、
0:20:16	くて、
0:20:19	中央制御室再循環フィルタ装置、これも67号機それぞれで設備があると、こう理解していいですか。
0:20:35	はい、東京電力オギです。その理解で問題ございません。
0:20:40	規制庁の伊藤です。わかりました。あと、15ページなんですけど、
0:20:53	15ページの(6)の冷却材の性状、
0:20:58	というところで、
0:21:00	この水質管理基準を定めて水質を管理することによってというのは、運用で担保するっていう話だと思うんですけど、これって、
0:21:10	保安規定に定めて管理するとかそういった記載は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:14	必要がないんですかね。
0:21:17	多分、すべてがすべて本規程に定めてっていう話じゃないかもしれないんですけど、そこ、
0:21:24	の記載の必要性っていうのを説明してもらえますかね。
0:22:15	ちょっと詳しくは各当局の方です。ちょっと後で詳しく確認させていただきますけども、グラウンドルール上です、設置許可の本文で運用と明確にうたったものは保安規定として定めるっていうルールにしております。
0:22:29	こちら十四条で、多分徳田んですね、もともと、
0:22:35	えーとですね新規制の前から要求があった内容であって、設置変更許可のところで特に何もやってない場所なので、
0:22:45	許可の時点で何も書いてない、運用とは書いてないやつで、ただし、新規制工認なんて規制基本設計方針を書かなきゃいけないので、こういう形になっているもの。
0:22:56	ですね元から、発電所の運営として当然やっているもので、保安規定で定めなきゃいけないので、こういったものについては保安規定の審査側でちゃんと拾えるように、
0:23:07	しておりますので一応ルール通りの記載となってる。
0:23:11	ものと思います。
0:23:12	規制庁の伊藤です。わかりましたそういうルールで、記載がなされているということで理解しました。
0:23:20	あと、
0:23:22	先ほどちょっと補足でも説明が、
0:23:25	ただ、安全避難通路の話なんですけど、
0:23:30	38 ページのところなんですけど、
0:23:33	あと、参考資料ですか。
0:23:36	のところの、この 67 号機。
0:23:39	共用、
0:23:41	というのが増え、6 号の設工認の方では追加されてる。
0:23:47	と思うんですけど、
0:23:48	これって 7 号側ではどういう扱いになるんですかね。六、七号共用ってことで 7 号でも使う。
0:23:57	使い得るものなのかなとは思うんですけど、
0:24:00	特に、
0:24:01	基本設計方針には書かれてないものなんですけどどういう扱いになるんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:12	はい。東京電力の五十嵐でございます。
0:24:14	こちら今回の赤の⑤番の部分ですけれども、67号機共用として使用する、
0:24:22	というふうに
0:24:24	申請時点ではですねそのように整理をさせていただいてございます。ただですね等、先ほど申し上げた通りですねヒアリングで、これまでコメントいただいているところを踏まえまして、
0:24:34	ちょっと今後社内整理をさせていただきたいと思っております。少し具体申し上げますと、
0:24:41	コントロール建屋の部分につきましては、6号機単独設備と整理できる部分というの、ある可能性もございますのでそちらについて今、社内整理精査をさせていただいている状況でございます。
0:24:54	以上です。
0:24:56	はい。規制庁の伊藤ですそしたらその整理の結果っていうのはまた今後の個別Ⅱの説明の中で説明があると。そう理解していいですか。
0:25:07	はい。東京電力五十嵐です。はい、おっしゃる通りのご認識で間違いありません。
0:25:12	はい。規制庁の井戸ですわかりました。そこでのヒアリング
0:25:17	の状況とかも踏まえて、基本設計方針の方にもしっかりと反映していただければなど。
0:25:22	思います。
0:25:24	あとそれとすいません先ほどちょっと確認し忘れたんですけど、
0:25:39	外部衝撃の
0:25:42	方だった。
0:25:44	かなと思うんですけど。
0:25:55	16ページの
0:25:58	先ほどちょっと説明があったかもしれないんですけども、もう少し詳しく教えて欲しいのはこの、
0:26:04	16ページの頭を6号で追加した。
0:26:09	理由、それと7号では、等はいらない理由、そこをちょっともうちょっと詳しく聞かせていただけますか。
0:26:17	なぜ、こういったさあ、
0:26:22	差が出て、出たのかっていうのと、なぜ6号ではこの等を書かなきゃいけないのかナゴではなぜ要らないのかということところです。
0:26:31	はい。東京電力ホールディングスの稲嶺です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:34	まず 6 号機の状況からに説明させていただきますと、
0:26:41	今回
0:26:45	重畳火災の評価におきまして、落下確率、航空機が
0:26:51	落下する確率、
0:26:53	ですとかあと、
0:26:57	敷地の中にある火災下の配置状況ですね、これらの状況が 7 号機とは異なるということがまず要因としてありまして、
0:27:08	確率も
0:27:11	時間が経つにつれて事故データですとか、航空ろ紙ですか、そこら辺のインプットデータが更新されていきますので、航空機の落下位置はえへんの。
0:27:22	形状で表現して算出して、表表示して整理するものになるんですけども、その位置が、
0:27:32	6 号機の場合は、危険物タンク以外の火災下の上に重なるというケースが
0:27:42	ありましたので、ここが 7 号機との大きな違いになるんですけども、それを受けまして、危険物タンク以外の火災元ですね、具体的な変圧器、
0:27:53	になるんですけども、複数の重畳評価を行う必要が出てきたということで、それを適切に表現するという意味合いで、
0:28:03	今回危険物タンク等ということで、表現しております。7 号機の時点では、この航空機の落下位置を表示する円の
0:28:15	上にですね、ヤマシタっていうんですかね、重なる部分に、危険物タンクしか、該当する火災がなかったということで、その場合はアノ等を振って
0:28:26	降らずに、危険物タンクとだけ、明確に表示して記載していたという状況になります。
0:28:34	はい。
0:28:34	これが六、七号機の等の有無の違いの理由。
0:28:39	になると考えております。
0:28:43	はい規制庁の井藤です。
0:28:45	口頭で聞いて何となくは理解できたんですけど、
0:28:49	これ、記載の適正化とかそういう多分差じゃなくて、今の評価条件の何か違いによるものなのかなとも思ったんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:57	もう少しこの備考というか、差異理由のところをしっかりと書いていただきたいなと今の、口頭で説明あった部分についても、ここはしっかりと書いていただきたいなと思いますが、いかがですか。
0:29:10	はい。承知いたしました。記載の適正化という、再分類ではなくて、評価条件の差異ですとかそこら辺の適切な
0:29:19	表現に置き換え、更新する形でこちらの比較理由欄の方を拡充させていただきたいと思います。はい。規制庁の井藤です。私からはとりあえず以上です。
0:29:36	規制庁の吉崎です。今の最後のところは、何か最初の説明と、
0:29:42	まだ少し違ったような気がするんですけど、
0:29:45	7号機と6号機の条件が違うから、差異が出てるっていう最後はそうだったけど最初なんか最初の説明だと何か、7号機ではそういった表現をしてなかった本当は中身は一緒だけどって話だったと思ったんですけど。
0:30:01	そうではなくて最後の条件が、要は、落下のところの対象が、
0:30:08	トランスはなくて、
0:30:12	危険物タンクだけってのが7号機。
0:30:14	で、6号機ではトランスもあるから、
0:30:18	等を入れたと、そういう理解でよかったですか。
0:30:22	東京電力の三島です。ちょっと補足させていただきます。まずこのパラグラフのところで火災に対する設計方針とあります。
0:30:32	で、
0:30:33	家体験として出てくるのって
0:30:35	このパラグラフ中で森林火災、あと発電所敷地内に設置する屋外の危険物タンク等の火災、これは単独の場合、いろんな火災元として、
0:30:46	コガ等がついております。これは危険物タンクと、あとは変圧器とか、ああいうものが入ってることで等をつけております。
0:30:55	で、そのあとの、
0:30:58	航空機墜落による火災、これも航空機の単独です。
0:31:02	次の%アノアマノ後ですね、敷地内の危険物タンク等の火災と航空機墜落による火災が同時発生した場合の重畳火災、
0:31:14	まずあの、
0:31:15	6号機の想定に、6号機を中心としてその航空機の落下確率からアノ円を求めてですね、その円の中に、そのターゲットとなる建屋の絵の中にですね、どんな火砕物があるかっていうところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	まず想定をかけて、その中でその重畳火災、
0:31:35	ていうところで、
0:31:37	その条件の書き方は、7号機も6号機も同じでございます。
0:31:42	そうするとその絵の中に配置の条件でですね、
0:31:46	危険物タンクだけを評価すべきすればよかった7号機と、
0:31:50	あとは変圧器、
0:31:52	の方がそのの中に入ってきて、変圧器と、
0:31:56	航空機の落下、
0:31:58	油の量ですね、ていうところを重畳火災というところを評価しなきゃいけないなくなった。
0:32:03	なので、条件っていうかですね対象ですかね。はい。
0:32:08	そういうものが今回6号機と7号機で変わったので、正しく記載するには、やはり頭をつけないといけないということで、衛藤の方、6号機は追加しております。
0:32:21	以上になります。
0:32:23	はい。成長の井関サノ今の説明でよくわかったんで今の説明も踏まえてですね、この備考に反映していただきたくて、要するに6号と7号で火災元の配置が、
0:32:33	PCの関係で少し違うと、それを明確に性等で表したってことで理解しました。
0:32:41	よろしいですか。はい。
0:32:44	規制庁吉田です。もう一つの元例のその他の方ですかね。先ほど、
0:32:51	安全避難通路のところですけども、
0:32:55	先ほど笹医師最初の説明の時にグラウンドルールも含めて、
0:33:00	適正かというか検討中って言ってたのは、それはどう、どういった意味ですかね。
0:33:14	はい。東京電力五十嵐でございます。説明が増えた、明確で申し訳ございません。図のほうをご覧くださいますと、赤の⑥で示している部分になりますけれども、
0:33:25	こちら6号機設備5号機に設置というふうに記載をしているんですけども、こちら、グラウンドルールにのっとりまして共用設備ではございませんので、この5号機に設置っていう文言が、不要ではないかといったそういった点もございますので、
0:33:39	その辺の記載の適正化を考えております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	強いという趣旨です 6 番のことを言っているところではわかりました。ちょっと併せてですね先ほど説明の中で、
0:33:52	コントロール建屋が、何か 6 号単独設備だって聞いたんですけど、
0:34:00	コントロール建屋には 6 号も 7 号も入っていると思うんですけど、単独設備って言ったのはこれは 6 号単独設備が、
0:34:08	についての、
0:34:09	何だ、
0:34:12	安全避難通路ってそういう意味でなんですかね。
0:34:16	東京電力五十嵐です。はい、おっしゃる通りでございます、コントロール建屋の中で、6 号単独として使用する、安全避難通路等の部分という意味合いで申し上げました。
0:34:28	以上です。
0:34:31	規制庁の井関でそれが何か今回は何か最初に説明あったときに、
0:34:38	規制庁のヨシザキですけど 6 号の、
0:34:41	適正、
0:34:42	適切性を示す設備が確立されたため、確定したためだったんですけども、
0:34:47	それが 05 言ってるんですかね。
0:34:53	はい。東京電力五十嵐ですはい。⑤、赤の⑤の部分を示してございます。
0:35:00	は、規制庁のヨシツグです。わかりました。
0:35:04	ちょっとこっちの比較表に戻るんですけど 38 ページなんですけども、
0:35:10	最小に、
0:35:14	7 号機でも動きでもいいんですけど、
0:35:16	最初にその 7 号機設備とか 6 オク泉って書いてあるけども、
0:35:20	ここ、これはSKグランドルールに従うとその事故時号機を記載しないというルールじゃなかったっけ。
0:35:32	でも記載されてるってのはどういうことですかね。
0:36:03	東京電力野本です。
0:36:06	例えば 7 号機設備か赤木か。
0:36:09	後、
0:36:10	オオキ設備鍵括弧閉じカンマ、鍵括弧六、七号機共用カンバラ後期設置かぎ括弧閉じってやつがあるとすると、
0:36:20	これ安全避難通路っていう設備が、7 号機単独のものと、67 号機共用で 6 号機に置いてあるものがありますよと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:29	いう意味合いで使ってます。こういうふうには、一つの機能に対して複数跨 ってる場合については単独設備の記載もしてよいと。
0:36:40	グランドルールに書いてありますので、これはルール通り、
0:36:43	です。
0:36:46	規制庁ヨシツグですか説明ありがとうございました。で、こちらの先ほど 参考資料の、例えば7号機で、①と②ってあって、
0:36:55	それを表したのが、
0:36:58	今言った設備になるんですか。
0:37:06	はい。東京電力五十嵐です。①と②が、そうですね柏崎の7号機の部 分で記載してございます。7号機設備。
0:37:14	括弧閉じの部分と、
0:37:16	67号機共用6号機に設置の部分になります。
0:37:21	はい。以上です。
0:37:24	あ、規制庁井関です。とりあえずわかりましたそうするとだから、今7号 機に書いてるのは、この12と3で、
0:37:32	それは合っていると。で、6号機は4号まとめて書いて、6を単独で書い てるってそういうことですか。
0:37:43	はい。東京電力五十嵐です。④につきましては、6号機設備として記載 してございまして、
0:37:51	はい。で、⑤は6名、7号機設備六、七号機共用6号機に設置。
0:37:57	で、⑥が、
0:38:03	6号機設備交付金設置と書いております。
0:38:09	規制庁有施設の④が単独で書いてあるルートと、7号機の①が書いて ある理由ってのは、
0:38:16	同じだと思ったんですけどこれは違うんですかね。
0:38:36	東京電力の鈴木です。おっしゃる通り、⑥番の方が本来6号機設置で 終わるところをですね、その号機設置というふうにはちょっと記載させてい ただいた部分で、これがグランドルールに
0:38:48	のっとして、見直しを行うというように説明した部分になります。以上で す。
0:39:00	規制庁吉井です。
0:39:02	と比較表でいうとこれ、今訂正したところの場所は、
0:39:07	何行目になるんですかね少し。
0:39:10	ややこしいんで、明確にしたいんですけど。
0:39:17	はい、東京電力五十嵐です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:19	比較表ですと6ポツ3安全避難通路等のですねその下、
0:39:25	3行目ですかねの後半から始まる、鍵括弧6号機設備5号機に設置の部分
0:39:33	を、
0:39:38	示しております。
0:39:41	あ、規制庁ヨシザキスズエとコガ。
0:39:44	ブランドルールに従ってないから修正。
0:39:48	する予定っていう理解でよろしいですか。
0:39:54	はい。東京電力五十嵐でございます。ご認識の通りで間違いありません。
0:39:58	はい。規制庁の井関です。わかりました。
0:40:09	やっぱり少しややこしくなってるんでこういった参考資料があるとわかりやすいんで、こういう複雑な場合には、少し何かポンチ絵じゃないですけど、参考資料で、
0:40:14	説明いただけるとわかりやすいと思います。
0:40:20	私から以上です。
0:40:25	規制庁の伊藤です。すいません、ちょっともう1回確認させて欲しいんですけど。
0:40:29	今の6番、
0:40:35	訂正するみたいな話っていうのは、
0:40:38	すいません、どこが間違ってるのがあんまりよくわかんなかったんですけど、
0:40:39	どれがただ、
0:40:52	どういう形が正しいんですかねグラドルールになつとると。
0:40:56	東京イクノです。この場合ですね、
0:41:01	今現在、6ポツ3の安全避難通路等ってところで、
0:41:07	安全避難通路、6号機設備間67号機共用、
0:41:17	間6号機設備5号機に設置って書かれてるんですけども、単独申請の設備については設置誤記とかカクテルにはなっていないですね。
0:41:26	単純に直そうとする場合は、6号機設備間67号機共用で終わりになります。
0:41:33	4と6が一緒になる感じですね。
0:41:39	④と⑥番は、6号機単独の設備になるので、
0:41:42	⑥の記載がなくなるっていう。
0:41:44	単純に6号機設備、
	5号機に設置っていう記載がなくなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:50	規制庁の伊藤です。わかりましたこの4と6が一緒になって、結果的にここに並ぶのは6号機設備のみになると。
0:41:59	そういうことになります。はい。
0:42:03	基本設計方針ではここぐらいまでの記載が限界でですね、これ以上詳しく書こうとすると説明書みたいになってしまいますので、この安全避難通路の、
0:42:15	説明書もありまして、補足等でしっかりルートとか、よりわかりやすいように、
0:42:23	共用を示しながら説明させていただいて、基本設計方針で直すべきところを明確にした上で、しっかり修正版を出したいと考えております。
0:42:34	多分ここだけだと、らちが明かない場所、可能性もあるので、さっき建築の方がおっしゃったように整理した結果をしっかりと示して、基本設計方針にフィードバックする形をとりたいなど。
0:42:47	考えております。はい。規制庁のイトウですわかりました。ありがとうございます。
0:42:55	規制庁の吉崎です。そうですね結局は
0:42:59	補足説明資料に落とし込んで、明確にさせていただいて、その上で基本設計方針の方に反映ということで、よろしく申し上げます。私から以上です。
0:43:15	はい、規制庁の宮崎です。もう先ほどから出てますように、ちょっとかなり複雑安全通路については複雑なのでちょっと先ほど言われたように補足説明資料も含めて、
0:43:26	お願いしますアノ。
0:43:28	単純にですね、
0:43:30	これ
0:43:32	運営せんな、何号機に設置っていう意味合いについては、
0:43:39	そのエリアが何号機にあるかっていう単純な、
0:43:45	ものでよろしいですかね。
0:43:53	東京電力野本です。ルールとして、ご説明しますと、設置は置いてある場所。
0:44:01	単純にそれだけです。
0:44:04	その手前の例えば6号機設備とか、67号機共用とかっていうのは、機能として判定して共用とかをつけているものになります。
0:44:16	設置については常設設備が設置で、保管で書かれてるものは、可搬型設備になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:26	はい規制庁のミヤザキです。
0:44:28	嘘。
0:44:29	そうであればこの廃棄物建屋のところのですね、破線がちょっとあるんですけど、
0:44:35	ここは、
0:44:37	どういう位置付けになるんですかね、赤の破線ですけど、
0:44:49	はい。東京電力五十嵐です。こちらちょっと番号が不明確で申し訳ございません。こちらは 0567 号機共用として整理している箇所になります。
0:45:06	規制庁見るだけですわかりました。
0:45:09	もう一つ確認この建屋の枠の色については、
0:45:14	下にあるこの実線の範囲ということでよろしいですかね。
0:45:24	東京電力五十嵐です。申し訳ございませんこの建屋のトワークについてはですねちょっと 6 号機だけ赤にして、見やすくしているものになりますので、こちらはちょっと右下の凡例とはちょっと分けてご覧いただければと思います。申し訳ございません。
0:45:39	この規制庁見るだけじゃこの線については、いろいろ青と赤についてはもう避難通路、
0:45:48	限定ということで理解いたします。
0:46:01	はい、規制庁の伊藤です。
0:46:05	金井ですかね。
0:46:08	はい。
0:46:09	そしたら、ウェブもないので、本日のヒアリングはここまでとしたいと思いますが、東電から何か通しで、
0:46:19	ほぼ、
0:46:20	ありますか。
0:46:28	東京電力オギです。こちらから特にございません。
0:46:31	はい。規制庁の伊藤です。そうしましたら、本日のヒアリングはここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。